(3)　防災再開発促進地区内にある土地等の買換えについて、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物を建築するために譲渡をされるものであることとする譲渡資産に係る要件における耐火建築物又は準耐火建築物の範囲に耐火建築物又は準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物で一定のものを加える。

(4)　長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、所要の経過措置を講じた上、買換資産から鉄道事業用の車両運搬具を除外する。

(四)　中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、所要の経過措置を講じ、設備廃棄等欠損金額の特例を廃止した上、不適用措置の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第六六条の一二及び第六八条の九七関係）

(五)　特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の創設

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者と共同して同法に規定する特定事業活動を行う一定のものが、令和二年四月一日から令和四年三月三一日までの間に特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行う一定の法人をいう。以下同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たす一定のものをいう。以下同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額（一〇〇億円を上限とする。）の一〇〇分の二五相当額以下の金額をその事業年度において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定の金額として経理したときは、その経理した金額を損金算入できることとした。ただし、その経理した金額については、当期の所得の金額として一定の金額（一二五億円を上限とする。）を限度とする。

なお、この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入することとした。ただし、その特定株式の取得から五年を経過した場合は、この限りでない。（租税特別措置法第六六条の一三及び第六八条の九八関係）

(六)　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二八条の二、第六七条の五及び旧第六八条の一〇二の二関係）

(1)　本特例の対象となる中小事業者の範囲を事務負担に配慮する必要がある一定のものに限定する。

(2)　連結納税制度に係る規定を削除する。

(七)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　特定原子力施設炉心等除去準備金（租税特別措置法第五七条の四の二及び第六八条の五四の二関係）

(2)　退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（租税特別措置法第六八条の五関係）

(六)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第四二条の一一及び第六八条の一四の二関係）

(2)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第一〇条の四の二、第四二条の一一の三及び第六八条の一五関係）

(3)　倉庫用建物等の割増償却（租税特別措置法第一五条、第四八条及び第六八条の三六関係）

(4)　海外投資等損失準備金（租税特別措置法第五五条及び第六八条の四三関係）

(5)　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（租税特別措置法第六一条及び第六八条の六三の二関係）

(九)　農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第二四条の二、第六一条の二及び第六八条の六四関係）

(一〇)　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第一〇条の五、第四二条の一二の六及び第六八条の一五の七関係）

(2)　耐震基準適合建物等の特別償却における耐震基準適合建物等に係る措置（旧租税特別措置法第一一条の二、租税特別措置法第四三条の二及び第六八条の一七関係）

(3)　情報流通円滑化設備の特別償却（旧租税特別措置法第四四条の五及び第六八条の二六関係）

(4)　企業主導型保育施設用資産の割増償却（旧租税特別措置法第一三条の三、第四七条及び第六八条の三四関係）

(5)　金属鉱業等鉱害防止準備金（旧租税特別措置法第二〇条、第五五条の二及び第六八条の四四関係）

3

国際課税

(一)　店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の対象となる店頭デリバティブ取引の範囲から、暗号資産に係る店頭デリバティブ取引を除外することとした。（租税特別措置法第四二条関係）

(二)　国外関連者との取引に係る課税の特例等について、国税通則法における更正決定等の期間制限等の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第四〇条の三の三、第四一条の一九の五、第六六条の四、第六六条の四の三、第六七条の一八、第六八条の八八及び第六八条の一〇七の二関係）

(三)　内国法人（特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人又は特定投資信託に係る受託法人に限る。）が会社単位の合算課税又は部分対象外国関係会社に係る部分合算課税の適用を受ける場合には、その内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち合算対象とされた金額に対応する部分の金額は、その内国法人が納付した外国法人税の額とみなして、特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等を適用することとした。（租税特別措置法第六六条の七関係）

4

資産課税

(一)　農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例適用農地等の範囲に、三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地で、地区計画農地保全条例による制限を受ける一定の地区計画の区域内にあるものを加えることとした。（租税特別措置法第七〇条の四及び第七〇条の六関係）

(二)　医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の七の九～第七〇条の七の一四関係）

(三)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条の二、第七三条及び第七五条関係）

(2)　特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条関係）

(3)　認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の二関係）

(4)　特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七四条の三関係）

(5)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置（租税特別措置法第七六条関係）